

## 計画期間・対象範囲

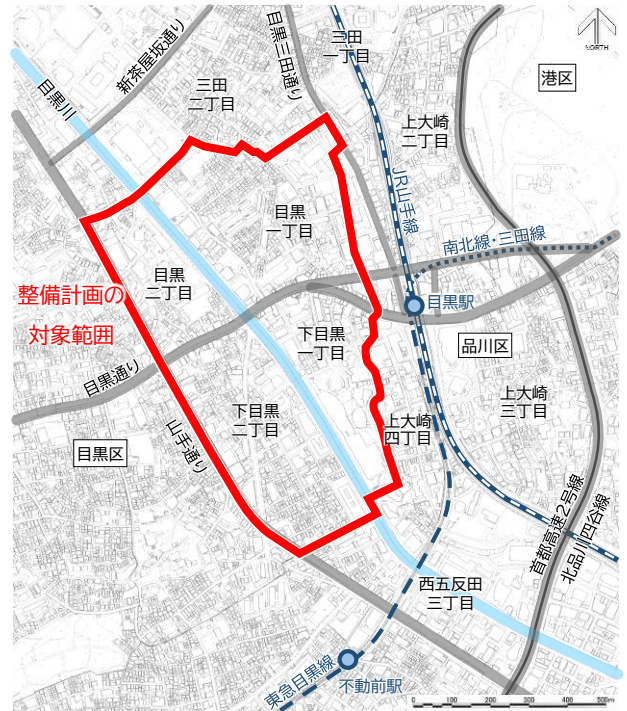
### 計画期間

令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間

### 対象範囲

目黒駅周辺の基盤となる道路や行政境で囲まれた範囲(目黒一丁目、目黒二丁目の一部、下目黒一丁目、下目黒二丁目)とします。

※対象範囲の面積:約53.0ha

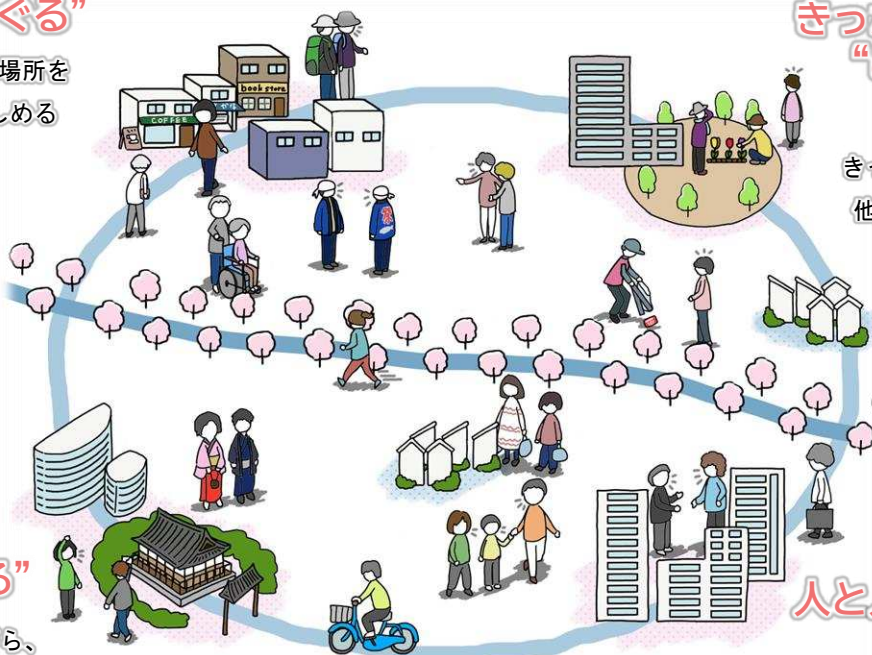


## まちの将来像

# 【めぐり めぐる めぐろ】

### まちを“めぐる”

まちのさまざまな場所をめぐり歩き、楽しむ



### きっかけが“めぐりめぐる”

めぐろのまちで得たきっかけが、めぐりめぐって他の誰かのきっかけになる

### 時代も“めぐりめぐる”

歴史や文化を継承しながら、人・まちのつながりが絶えず次々と新しい段階に移っていく

### 人と人との“めぐりあい”

多様な人々による新しいめぐり会い交流が生まれる

# まちづくりのポイント

## ポイント1

新たな目黒区民センターへの  
建替えを契機とした  
まちづくり

## ポイント2

まちなかを  
めぐりたくなるまちづくり

## ポイント3

地域が主役のまちづくり

# まちづくりの方針と施策

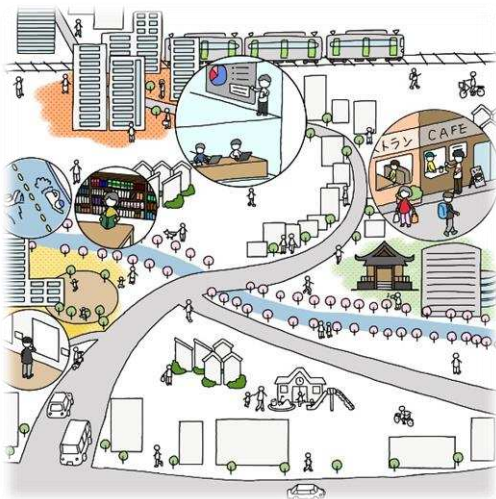
(★) はバリアフリー関連メニュー

充実した暮らし・営み・余暇を楽しめる複合的なまちの実現

【土地利用】

基本方針

1



### (1) 目黒駅周辺や目黒通り・山手通り沿道における賑わいある土地利用の誘導

- ①商業・業務・文化等の多様な都市機能の強化
- ②連続した店舗・事務所等の立地の誘導

### (2) 地区特性等に応じた多様なまちづくりの推進

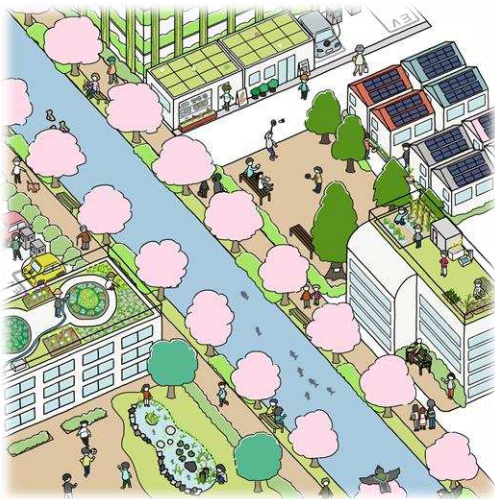
- ③区民の活発な活動・交流が展開される新たな目黒区民センターへの建替え (★)
- ④新たな目黒区民センターへの建替えに併せた周辺まちづくりの推進 (★)
- ⑤地域住民等の意向を踏まえたまちづくりの推進

みどり豊かで環境にやさしいまちの実現

【環境】

基本方針

2



### (1) 水とみどりの軸の形成

- ①目黒川沿いの桜並木の景観の継承
- ②目黒川の水質浄化対策の推進
- ③沿川・沿道のみどりの維持・保全

### (2) 生物多様性の確保やヒートアイランドの改善に資するみどりの保全・創出

- ④公的施設等における積極的なみどりの保全・創出
- ⑤地域で親しまれているまとまったみどりの保全
- ⑥民有地におけるみどりの保全・創出
- ⑦いきものの拠点となるみどりの確保

### (3) みどりが感じられる空間の充実

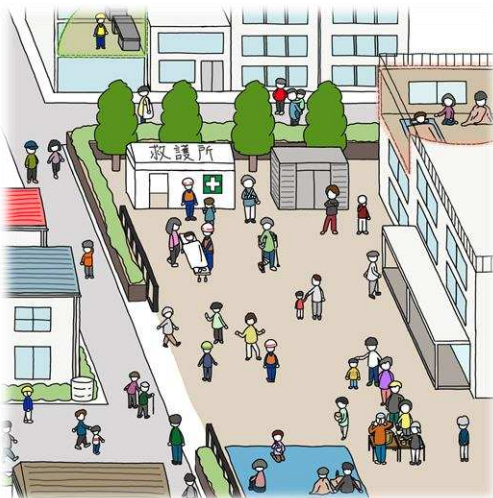
- ⑧公園等のリノベーションの推進 (★)
- ⑨目黒区民センター公園の整備 (★)
- ⑩店先の緑化の推進

### (4) 持続可能なまちづくりに資する地域の脱炭素化の促進

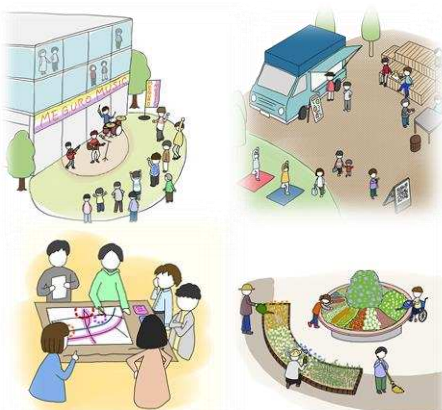
- ⑪新たな目黒区民センター等の区有施設における脱炭素化の推進
- ⑫家庭等での脱炭素化の促進



- (1) 安全に移動ができる交通ネットワークの充実
  - ①地域交通の導入支援 (★)
  - ②狭あい道路の拡幅整備 (★)
  - ③目黒通りの整備促進 (★)
- (2) 新たな目黒区民センターに訪れたい環境整備
  - ④主要なアクセス経路の充実 (★)
  - ⑤訪れやすい歩行環境の整備 (★)
- (3) 地域資源等をめぐる歩行者ネットワークの充実
  - ⑥快適で安全に回遊できる道路の環境改善 (★)
  - ⑦目黒通りにおける無電柱化の推進 (★)
  - ⑧活気あふれる商店街の形成
  - ⑨置き看板対策やゴミ出しマナーの啓発 (★)
  - ⑩喫煙に係るマナーの啓発
- (4) 安全・便利に自転車を利用できる環境の形成
  - ⑪自転車走行環境の整備 (★)
  - ⑫駐輪環境の充実 (★)
  - ⑬シェアサイクル等のポートの設置
  - ⑭自転車等利用のマナーの啓発 (★)



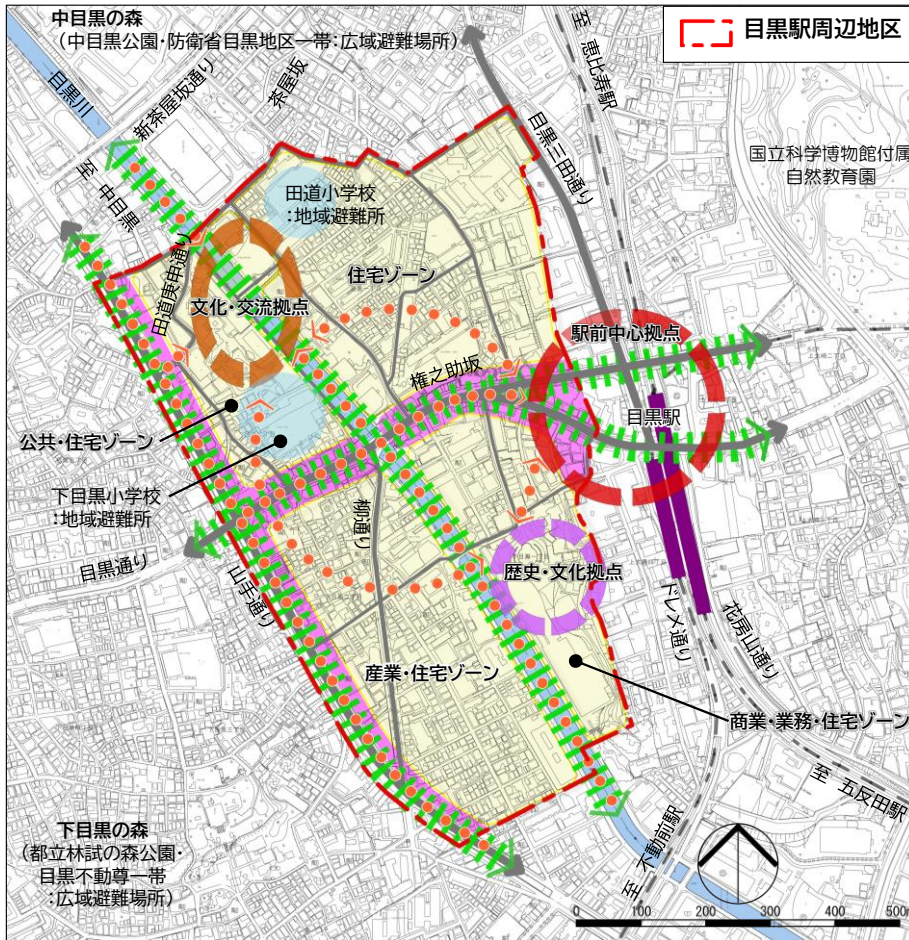
- (1) 災害時における主要道路の機能確保
  - ①老朽建築物の耐震化の促進
  - ②目黒通りにおける無電柱化の推進 [再掲] (★)
- (2) 誰もが安全に逃げられる避難機能の強化
  - ③新たな目黒区民センターや下目黒小学校における避難所機能の充実
  - ④帰宅困難者対策の推進
  - ⑤危険なブロック塀等の撤去の推進
- (3) 浸水被害等を軽減する豪雨対策の推進
  - ⑥目黒川の豪雨対策の推進
  - ⑦雨水流出抑制施設等の設置促進
  - ⑧雨水タンクの設置促進
  - ⑨土砂災害特別警戒区域における安全性の確保
- (4) 安全な避難や緊急活動を支えるインフラの安全性の向上
  - ⑩道路・公園施設等の適切な維持管理の推進



- (1) 地域に開かれた利用しやすい地域活動・交流等の場の充実
  - ①新たな目黒区民センターにおける交流機会の創出
  - ②公共空間の新しい活用方法の検討
- (2) 誰もが主体的にまちづくりに参加・活動できる機会の創出
  - ③まちづくりへの参加のきっかけづくり
  - ④小さなまちづくりのアクションの実践
  - ⑤多様なまちづくり活動の展開
- (3) つながりが広がる仕組みづくりと情報発信
  - ⑥地域の人々が連携できる仕組みづくりの検討
  - ⑦地域活動等に係る情報発信の充実

# まちづくり方針図

各分野ごとに示した方針をとりまとめた「まちづくり方針図」は、以下のとおりです。

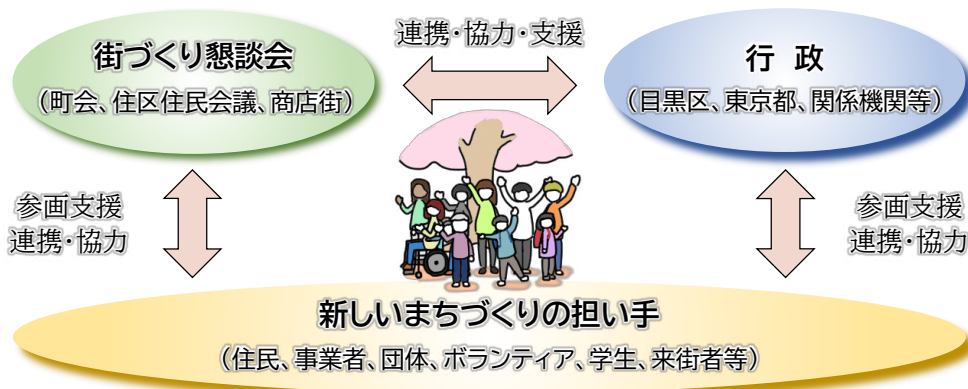


<b>基本方針1. 充実した暮らし・営み・余暇を楽しめる複合的なまちの実現【土地利用】</b>	
	(1) 目黒駅周辺や目黒通り・山手通り沿道における賑わいある土地利用の誘導
	(2) 地区特性等に応じた多様なまちづくりの推進
<b>基本方針2. みどり豊かで環境にやさしいまちの実現【環境】</b>	
	(1) 水とみどりの軸の形成
	(2) 生物多様性の確保やヒートアイランドの改善に資するみどりの保全・創出
	(3) みどりが感じられる空間の充実
	(4) 持続可能なまちづくりに資する地域の脱炭素化の促進
<b>基本方針3. めぐり歩きが楽しくなるまちの実現【交通】</b>	
	(1) 安全に移動ができる交通ネットワークの充実
	(2) 新たな目黒区民センターを訪れたいくなる環境整備
	(3) 地域資源等をめぐる歩行者ネットワークの充実
	(4) 安全・便利に自転車を利用できる環境の形成
<b>基本方針4. 安心して暮らし・過ごせる災害に強いまちの実現【防災】</b>	
	(1) 災害時における主要道路の機能確保
	(2) 誰もが安全に逃げられる避難機能の強化
	(3) 浸水被害等を軽減する豪雨対策の推進
	(4) 安全な避難や緊急活動を支えるインフラの安全性の向上
<b>基本方針5. 多様な人々が生き生きと活動・交流するまちの実現【活動】</b>	
	(1) 地域に開かれた利用しやすい地域活動・交流等の場の充実
	(2) 誰もが主体的にまちづくりに参加・活動できる機会の創出
	(3) つながりが広がる仕組みづくりと情報発信

- 駅前中心拠点
- 文化・交流拠点
- 歴史・文化拠点

## 推進体制

将来像を実現するため、これまでまちづくり活動を行ってきた方だけでなく、多様な人々がまちづくりに参加することができるよう連携・協力しながら、公民連携によるまちづくりを推進します。



※本書に掲載している地図は、東京都知事及び株式会社ミッドマップ東京代表取締役の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を利用して作成したものである。(承認番号)MMT利許第05-110号、(承認番号)5都市基街都第98号 令和5年6月14日